

18. 公益法人移行後の連盟規定改正について（抜粋）

公益法人移行に伴い新規定施行となるが、競技者や競技に関する事項について変更した規定や特別規定は以下のとおり。

(2) 協議に関する連盟特別規則

・ 得点差コールドゲームの採用

一般の「9回戦」のすべての大会に適用—7回以降7点差

・ 延長戦

一般

9回を完了して同点の場合は、健康維持を考慮し、次の方法により勝敗を決定する。

①延長戦の回数は、最長12回までとする。ただし、天皇賜杯大会、国民体育大会を除く。

②すべての大会において、試合開始後、3時間30分を経過した場合は、新しいイニングに入らない。

③前記「①、②」を終了して同点のときは、引き続き特別延長戦を行う。

・ 少年部、学童部の投球制限

投手の投球制限については、健康維持を考慮し、1日7イニングまでとする。なお、学童部3年生以下にあっては、1日5イニングまでとする。

投球イニングに端数が生じたときの取り扱いについては、3分の1回（アウト1つ）未満の場合であっても、1イニング投球したものとして数える。